

# 仮使用認定申請要領

## 申請時期および注意事項

仮使用認定では現場検査の前に申請書類の審査が必要となります。(※1 審査期間の目安：21日)  
工事計画(安全計画)にいわゆる裁量権をとらなう場合は、民間機関では仮使用認定をおこなうことはできません。  
この場合、早急に特定行政庁にて仮使用認定を受検していただく準備にかかっていたいただかなければならなくなる  
ため、危険回避の意味合いも含めて仮使用をおこなう計画が確定次第、早急にご相談願います。  
事前相談と同時に所轄の消防署との協議も進めてください。

※1 審査期間の目安：国住指第4252号(平成24年3月30日)を参考とした

## 提出書類(建築基準法施行細則第4条の16第2項による)

仮使用認定申請書(別記第34号様式 正・副 各1部、消防への照会が必要な場合は+1部)  
代理人による申請の場合、委任状1部  
必要図書：下記一覧を参照ください。

図面の種類	明示すべき事項・・・平成27年国土交通省告示第247号第2より
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、新築または避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び仮使用の部分
	仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第二号イ又はロの規定による区画(以下「仮使用区画」という。)の位置及び面積
	仮使用区画に用いる壁の構造
	仮使用区画に設ける防火設備の位置及び種別
	仮使用区画を貫通する風道の配置
	仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
2面以上の断面図	給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別
	仮使用区画に用いる床の構造
	令第112条第10項に規定する外壁の位置及び構造
	仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
耐火構造等の構造詳細図	給水管、配電管その他の管との隙間を埋める材料の種別
	仮使用区画に用いる床及び壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
配置図	仮使用区画に設ける防火設備の構造、材料の種別及び寸法
	縮尺、方位、工作物の位置及び仮使用の部分
	敷地境界線及び敷地内における建築物の位置
	敷地の接する道路の位置及び幅員
	仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
	仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路
安全計画書	建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分
	工事中において安全上、防火上又は避難上講ずる措置の概要
その他	※ 建築基準法施行令第147条の2に規定する建築物を仮使用する場合にあっては「安全計画書」に代えて建築基準法施行規則第11条の2第1項の表に掲げる「工事計画書」「安全計画書」(弊社様式では「安全計画書(工事計画書)」)と表示させていただきます。と表示させていただきます。
	法第7条の6第1項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な事項(図書)

上記明示すべき事項とは別に審査の迅速化ならびに手数料算出のために、仮使用認定対象部分の床面積算定表を添付していただきますようお願い致します。

## その他注意事項

確認済証を弊社以外にて受けた物件の仮使用認定を受けようとする場合は、申請に必要な資料や審査期間等が異なります。あらかじめ弊社検査部までご相談願います。